平成２６年（フ）第１０９号
広島県呉市広本町１丁目11番32―301号　平岡ビル
債務者　ホゼリ　サナイエ　ドス　サントス
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１１０号
広島県呉市阿賀北８丁目５番22号
債務者　安藤工業こと　安藤　浩二
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８８号
愛媛県四国中央市金生町下分855番地　メゾンヴィサージュ２―201号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分962番地１　みずほユーミーマンション　207号
債務者　土居　雅美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９２号
愛媛県新居浜市阿島１丁目２番１―608号、前住所香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁６番地28　メゾン・ド・グランＢ―203
債務者　竹内　智美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９４号
愛媛県新居浜市中村２丁目１番27号
債務者　塩田　洋志（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２７号
愛媛県西予市野村町野村11号89番地
債務者　井上　文代
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２５号
高知県須崎市緑町６番33号
債務者　弘瀬麻衣子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２６号
高知県須崎市西崎町５番１号　西崎ハイツ303号室
債務者　金城　和義
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２７号
高知県高岡郡四万十町家地川627番地
債務者　友永　大蔵
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１４号
高知県室戸市室戸岬町5796番地１
債務者　赤木　　愛
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
福岡県飯塚市天道41―１、住民票上の住所福岡市西区大字千里438番地１
債務者　林　　成喜
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４９号
福岡県直方市大字頓野1226番地１　花多来館Ｂ―101号
債務者　末永　幸雄
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１４８号
福岡県久留米市津福今町252番地２　グリーンハイツ今村第３第２ビル201号
債務者　瀬戸　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４２号
佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1576番地２
債務者　中山　正則
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５６号
佐賀県唐津市和多田本村７番69号　吉田荘Ｂ―205号
債務者　對馬さゆり（旧姓益山・川添・水田）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５９号
佐賀県東松浦郡玄海町大字普恩寺849番地１町営住宅シーラインタウンＢ―107
債務者　横山　絵理（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６０号
佐賀県唐津市鏡新開137番地　レオパレスひまわり109号室
債務者　古藤　宅三
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部